

## 山添村住民税非課税世帯等 物価高騰支援給付金のご案内

- 住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から10月までに家計が急変した世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

### 給付金の支給時期

山添村が確認書(または申請書)を受領後、内容が確認でき次第、順次支給します。

### 支給対象と申請の有無

**基準日(令和5年6月1日)時点で  
いずれかに当てはまる世帯**

世帯全員の令和5年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和5年1月～10月の収入が  
減少し**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

山添村から  
確認書が届きます(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

基準日時点で山添村に居住されている方で、支給要件を満たすと思われる世帯に確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**

【申請期間】

令和5年9月1日(金)～11月30日(木)

基準日時点で山添村に居住されている方で、支給要件を満たすと思われる場合はご相談ください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から山添村にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、山添村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、**令和5年11月30日**までに

山添村へ**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



**世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 山添村で確認ができ次第、確認書を送付します。
- 確認書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に山添村健福祉課まで、同封の返信用封筒にてご返送ください。

## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が※住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年取見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（山添村の場合） 単身の場合：93万円以下、1人を扶養している場合：137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、収入額が確認できる添付書類とともに山添村保健福祉課の窓口にて、直接または郵送でご提出ください。

**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



山添村住民税非課税世帯等物価高騰緊急支援給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

山添村保健福祉課



**0743-85-0045**

受付時間 平日8:30~17:15